

令和8年度障がい者のための施策に関するアンケート調査業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度障がい者のための施策に関するアンケート調査業務委託

2 委託業務の目的

「第7期熊本県障がい者計画」策定の基礎資料とするため、障がい当事者、障がい当事者の家族、障害福祉サービス事業者、民間企業等の意識調査を行う。

3 アンケート調査の全体業務

(1) アンケート受付期間

令和8年（2026年）5月20日～6月19日

(2) アンケートの対象者

障がい当事者、障がい当事者の家族、障害福祉サービスに従事する方、障がい者を雇用する民間企業、その他一般県民の方 等
※基本的に誰でも回答可能

(3) アンケートの回答方法

- ① 電子申請システム（LoGo フォーム）から回答
 - ② 電子メールで回答（熊本県専用アドレス）
 - ③ ファクシミリで回答（受託事業者が指定するファックス番号）
 - ④ 郵送で回答（受託事業者が指定する返送先）
- ※基本的には、電子申請による回答を推奨する。

(4) アンケート調査票について

別添『令和8年度障がい者のための施策に関する「アンケート調査票」』参照

(5) 数量

全体で1,000件程度の回答を想定

4 業務委託の内容

(1) アンケート調査票の発送業務

- ① 回答用のファックス番号を設定する
 - ② アンケート調査票の郵送による発送業務を行う
 - ・ 郵送先は、障がい者団体等から名簿、送付先住所等を受領し、その名簿に発送すること。（700通）
 - ・ 障がい者団体等との調整は別途県が行う。（5月中旬）
 - ・ 遅くとも令和8年（2026年）5月27日までに発送を完了すること。
 - ・ 旧優生保護法に係る補償金リーフレットも同封すること。
- <受託事業者が用意するもの>
以下を各700部用意し、発送用封筒に袋詰めする。

- ・ 発送用封筒（角形 2 号封筒、180 円切手貼付、発送先を記載）
- ・ アンケート調査票 ※原稿は県が提供する
- ・ 返信用封筒（長形 3 号封筒、110 円切手貼付、返送先を記載）

（2）アンケート調査票の受付業務

受託事業者で指定したファックス番号及び返送先所在地に届いたアンケート調査票の受付業務。（個票ごとに通し番号を付すこと。）

（3）アンケート調査票の集計業務

① アンケート調査票の Excel への単純入力

- ・ アンケート調査票を、Excel ファイル（別記様式 1）に単純入力する。

※すべての回答方法で回収したアンケート調査票が対象

（電子申請システム、電子メール、ファクシミリ、郵送）

※県で受け付ける、電子申請システム及び電子メールによる回答は、電子データで提供する。（PDF による回答含む。）

※個票ごとに通し番号を付すこと。

② アンケートの調査項目ごとの単純集計

- ・ ①で単純入力した個票データを、調査項目ごとに単純集計する。

③ アンケート調査票のテキスト回答部分の内容ごとの分類

- ・ 調査項目のうち、テキストで回答する項目については、その内容ごとに分類する。（項目ごとに最大で 10 に分類する。）

- ・ Excel ファイル（別記様式 2）により分類する。

（4）問い合わせ対応

アンケートの回答に当たり、回答者等からの問い合わせに対応する。

参考：全体業務のうち業務委託する部分				
I アンケート調査業務				
回答方法	①電子申請（LoGoフォーム）	②電子メール	③ファックス	④郵送
受付体制等	県 （入力様式の作成）	県 （回答用メールアドレスの設定）	業務委託 （回答用ファックス番号の設定）	業務委託 （発送業務）
受付業務	県	県	業務委託	業務委託
集計業務	業務委託	業務委託	業務委託	業務委託
II 問合せ対応				
問合せ対応	業務委託			
III 関係団体への協力依頼業務				
配布希望調整	県			
協力依頼	県			
発送	業務委託			

5 成果物

- ・ 調査結果を入力した別添 Excel ファイル（別記様式 1、2）の電子データ
- ・ アンケート調査票の個票

※ファクシミリ及び郵送で回答されたものの紙媒体

6 著作権

作成された全てのコンテンツの著作権は、県に帰属するものとする。また、受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。

7 報告（提出）期限

令和8年（2026年）7月15日

8 その他

（1）受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

また、特に個人情報に関わる取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、常時、熊本県の指示に基づくものとする。

（2）受託者は、本業務の実施に当たり、熊本県と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を定期的に熊本県に報告するものとする。

（3）受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、熊本県と協議の上、熊本県の指示に従うものとする。

（4）熊本県は、本業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、できる限り協力する。

9 納入場所

〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号（熊本県庁行政棟新館4階）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画共生班

メール : ●●●@pref.kumamoto.lg.jp

ファックス : 096-●●●-●●●●

送信先 : 熊本県障がい者計画に関するアンケート調査窓口 行き

令和8年度障がい者のための施策に関するアンケート調査票

熊本県では、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指し、熊本県障がい者計画をもとに施策を推進しています。

このたび、熊本県障がい者計画を改定するに当たり、あなたの御意見をお聞かせください。

○ アンケート受付期間

令和8年（2026年）6月19日まで（到着分まで）

○ 回答は、以下1～3のいずれかの方法でお願いします。

1 電子システム（LoGo フォーム）から回答

- ・ 熊本県庁ホームページ (<https://www.pref.kumamoto.jp/●●●●.html>)
ホーム > 分類から探す > 健康・福祉 > 高齢者・障がい者 >
熊本県障がい者計画に関するアンケート調査への御協力をお願い

2 メールまたはファックスで回答

- ・ 本調査票に記入し、メール（●●●●@pref.kumamoto.lg.jp）または
ファックス（096-●●●-●●●●）に送信

3 郵送で回答

- ・ 本調査票に記入し、郵送により回答

郵送先 : 〒861-●●●●

熊本県●●市【受託先事務所住所】 アンケート係

※現在の熊本県障がい者計画は、熊本県庁のホームページで閲覧できます。

(https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_3078.html)

○ お問い合わせ先

令和8年度障がい者のための施策に関するアンケート調査窓口（担当 : ●●）

電話 : 096-●●●-●●●● ファックス : 096-●●●-●●●●

電子メール ●●●●●●●●@●●●.ne.jp

問1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

あなたは、障がいのある人への理解(障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、虐待の防止など)が県民に浸透していると思いますか。

※熊本県では、以下の取組を行っています。

<県の令和7年度の主な取組>下線は、5年前には行っていなかった取組等

- (1) 合理的配慮の提供や虐待防止などの出前講座や障がい理解のイベントの実施
- (2) 障がい者虐待防止のためのオープンセミナー等研修会や啓発イベントの実施
- (3) 成年後見制度の研修会の開催
- (4) 旧優生保護法補償金等の補償金等受付・相談窓口の設置

① 1～5のいずれか1つに「○」を記入してください。

- () 1. とても浸透している
- () 2. ある程度浸透している
- () 3. あまり浸透していない
- () 4. 全く浸透していない
- () 5. 知らない・わからない

② 障がいのある人への県民の理解を促進するために、良いと感じた取組や今後一層取り組んでほしい内容があれば、理由とともに記入してください。(県の令和7年度の主な取組に該当のものがあれば、(1)～(4)で記載していただいて構いません)

(例) ～の点で助かった、～の点で利用しづらい、～の支援があることをそもそも知らなかった、～の取組があるとよい、～のため困っている 等

良いと感じた取組： 理由：	取り組んで欲しい内容・理解促進に有効な取組の提案： 理由：
----------------------	--------------------------------------

問2 安全・安心な生活環境の整備

あなたは、障がいのある人が安全に安心して生活できる生活環境(居住支援の強化や施設・公共交通機関のハード面・ソフト面のバリアフリー化など)が整っていると思いますか。

※熊本県では、以下の取組を行っています。

<県の令和7年度の主な取組>下線は、5年前には行っていなかった取組等

- (1) 建物のユニバーサルデザイン研修会等の開催や県営住宅のユニバーサルデザイン化の推進
- (2) 重度の身体、知的障がい児者等がいる世帯の住宅改造の一部助成の実施
- (3) 通学路における交通安全対策
- (4) 県都市公園のバリアフリー化の推進
- (5) ハートフルパス制度の普及・啓発

① 1～5のいずれか1つに「○」を記入してください。

- () 1. とても整っている
- () 2. ある程度整っている
- () 3. あまり整っていない
- () 4. 全く整っていない
- () 5. 知らない・わからない

② 障がいのある人の安全・安心な生活環境を整えるために、良いと感じた取組や今後一層取り組んでほしい内容があれば、理由とともに記入してください。(県の令和7年度の主な取組に該当のものがあれば、(1)～(5)で記載していただいても構いません)

(例) ～の点で助かった、～の点で利用しづらい、～の支援があることをそもそも知らなかった、～の取組があるとよい、～のため困っている 等

良いと感じた取組： 理由：	取り組んで欲しい内容・生活の中で困った事： 理由：
----------------------	----------------------------------

問3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

あなたは、障がいのある人が障がいの種類・程度に関わらず、必要な行政情報や生活情報にアクセスしやすく、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができる体制が整っていると思いますか。

※熊本県では、以下の取組を行っています。

<県の令和7年度の主な取組> 下線は、5年前には行っていなかった取組等

- (1) 耳で聞くハザードマップアプリの導入
- (2) ヘルプマーク・ヘルプカード・コミュニケーションボードの作成及び周知
- (3) 障がい者ICTサポートセンターの設置
- (4) 手話言語等条例の策定・普及啓発、手話通訳者、要約筆記等の意思疎通支援者の養成
- (5) 「手話の日」関連イベントの開催やデフアスリートイベントにおける手話かるたの紹介

① 1～5のいずれか1つに「○」を記入してください。

- () 1. とても整っている
- () 2. ある程度整っている
- () 3. あまり整っていない
- () 4. 全く整っていない
- () 5. 知らない・わからない

② 障がいのある人の情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援を整えるため

に、良いと感じた取組や今後一層取り組んでほしい内容があれば、理由とともに記入してください。(県の令和7年度の主な取組に該当のものがあれば、(1)～(5)で記載していただいても構いません)

(例) ～の点で助かった、～の点で利用しづらい、～の支援があることをそもそも知らなかった、～の取組があるとよい、～のため困っている 等

良いと感じた取組： 理由：	取り組んで欲しい内容・意思疎通で困った状況： 理由：
----------------------	-----------------------------------

問4 防災、防犯等の推進

あなたは、お住いの地域で、障がいのある人への災害時における支援、平常時からの防災対策、犯罪被害防止及び見守り体制などの活動が行われていると思いますか。

※熊本県では、以下の取組を行っています。

- <県の令和7年度の主な取組> 下線は、5年前には行っていなかった取組等
- (1) 在宅生活に移行する常時人工呼吸器を装着している医療的ケア児への非常用電源装置の貸与
 - (2) 医療的ケア児が参加する市町村の避難訓練に対する医療的ケア児支援センターによる支援
 - (3) 災害発生時における、相談支援専門員による在宅障がい者等の訪問や福祉・介護専門職、精神科医等の専門職の被災地域への派遣等
 - (4) 地域の協力企業等と連携した見守りネットワーク活動(熊本見守り応援隊等)

① 1～5のいずれか1つに「○」を記入してください。

- () 1. 活発に活動している
- () 2. ある程度活動している
- () 3. あまり活動していない
- () 4. 全く活動していない
- () 5. 知らない・わからない

② 障がいのある人に関する防災、防犯等の活動を推進するために、良いと感じた取組や今後一層取り組んでほしい内容があれば、理由とともに記入してください。(県の令和7年度の主な取組に該当のものがあれば、(1)～(4)で記載していただいても構いません)

(例) ～の点で助かった、～の点で利用しづらい、～の支援があることをそもそも知らなかった、～の取組があるとよい、～のため困っている 等

良いと感じた取組： 理由：	取り組んで欲しい内容・必要な支援や対策： 理由：
----------------------	---------------------------------

--	--

問5 行政・地域社会における合理的配慮の充実

あなたは、行政職員や民間の事業者、地域社会が、合理的配慮の提供や、対応力（相談対応の質や分かりやすい情報の提供など）の向上に取り組んでいると思いますか。

※令和6年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

※熊本県では、以下の取組を行っています。

<県の令和7年度の主な取組> 下線は、5年前には行っていなかった取組等

- (1) 参院選や衆院選での点字や音声による選挙情報の提供等
- (2) 県広報誌の点字版、デイジー版の作成や知事会見の手話通訳等の実施
- (3) 療育手帳の出張判定の実施
- (4) 審議会等への障がいのある方の積極的登用

① 1～5のいずれか1つに「○」を記入してください。

- () 1. とても取り組んでいる
- () 2. ある程度取り組んでいる
- () 3. あまり取り組んでいない
- () 4. 全く取り組んでいない
- () 5. 知らない・わからない

② 行政・地域社会における障がいのある人への合理的配慮の充実に、良いと感じた取組や今後一層取り組んでほしい内容があれば、理由とともに記入してください。（県の令和7年度の主な取組に該当のものがあれば、(1)～(4)で記載していただいで構いません）

(例) ～の点で助かった、～の点で利用しづらい、～の支援があることをそもそも知らなかった、～の取組があるとよい、～のため困っている 等

良いと感じた取組や合理的配慮の内容： 理由：	取り組んで欲しい内容・必要な配慮や対応： 理由：
---------------------------	-----------------------------

問6 保健・医療の推進

あなたは、身近な地域で療育を受けられる環境や、精神障がいのある人、難病患者等に対する医療や保健サービスの提供体制が整っていると思いますか。

※熊本県では、以下の取組を行っています。

<県の令和7年度の主な取組> 下線は、5年前には行っていなかった取組等

- (1) 障がい児への療育支援
- (2) 精神科病院の夜間又は休日の診療体制の整備、精神科救急情報センターの運営等
- (3) こども・若者自殺危機対応チームの設置、ゲートキーパーの人材養成、電話相談、専門相談員の配置等の自殺防止対策

① 1～5のいずれか1つに「○」を記入してください。

- () 1. とても整っている
() 2. ある程度整っている
() 3. あまり整っていない
() 4. 全く整っていない
() 5. 知らない・わからない

② 障がいのある人に関する保健・医療の推進に、良いと感じた取組や今後一層取り組んでほしい内容があれば、理由とともに記入してください。(県の令和7年度の主な取組に該当のものがあれば、(1)～(3)で記載していただいても構いません)

(例) ～の点で助かった、～の点で利用しづらい、～の支援があることをそもそも知らなかった、～の取組があるとよい、～のため困っている 等

良いと感じた取組： 理由：	取り組んで欲しい内容： 理由：
------------------	--------------------

問7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

あなたは、障がいのある人の意思を尊重し、本人の希望に基づいた支援体制（相談支援、地域生活支援、日常生活支援など）が整っていると思いますか。

※熊本県では、以下の取組を行っています。

<県の令和7年度の主な取組> 下線は、5年前には行っていなかった取組等

- (1) 自立支援協議会における障がいのある人の支援体制の強化に向けた協議
- (2) 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備のための市町村への支援
- (3) 障害福祉サービスの質の確保・向上のための運営指導の実施
- (4) 強度行動障がいや高次脳機能障がいなど障がい特性に応じた専門的な支援を行う人材の養成
- (5) 意思決定の支援に配慮し、必要な支援が行われるための研修会の実施
- (6) 障がい当事者家族を支えるファミリープランの検討

① 1～5のいずれか1つに「○」を記入してください。

- () 1. とても整っている
() 2. ある程度整っている
() 3. あまり整っていない
() 4. 全く整っていない

() 5. 知らない・わからない

- ② 障がいのある人の自立した生活の支援・意思決定支援の推進に、良いと感じた取組や今後一層取り組んでほしい内容があれば、理由とともに記入してください。(県の令和7年度の主な取組に該当のものがあれば、(1)～(6)で記載していただいても構いません)

(例) ～の点で助かった、～の点で利用しづらい、～の支援があることをそもそも知らなかった、～の取組があるとよい、～のため困っている 等

良いと感じた取組・支援の内容： 理由：	取り組んで欲しい内容・支援の内容： 理由：
------------------------	--------------------------

問8 教育の推進

あなたは、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、互いに理解し合える教育活動（インクルーシブ教育）の体制が整っていると感じますか。

※熊本県では、以下の取組を行っています。

<県の令和7年度の主な取組> 下線は、5年前には行っていなかった取組等

- (1) インクルーシブ教育システム構築のための委員会の設置と同委員会における当事者からの意見聴取
- (2) 医療的ケアが必要な児童生徒のための特別支援学校への看護師配置
- (3) 各地域への巡回相談員の配置
- (4) 放課後児童支援員の認定資格研修等

- ① 1～5のいずれか1つに「○」を記入してください。

- () 1. とても整っている
() 2. ある程度整っている
() 3. あまり整っていない
() 4. 全く整っていない
() 5. 知らない・わからない

- ② インクルーシブ教育の振興のために、良いと感じた取組や今後一層取り組んでほしい内容があれば、理由とともに記入してください。(県の令和7年度の主な取組に該当のものがあれば、(1)～(4)で記載していただいても構いません)

(例) ～の点で助かった、～の点で利用しづらい、～の支援があることをそもそも知らなかった、～の取組があるとよい、～のため困っている 等

良いと感じた取組・支援や配慮： 理由：	取り組んで欲しい内容・必要な支援や配慮： 理由：
------------------------	-----------------------------

--	--

問9 雇用・就業、経済的自立の支援

あなたは、障がいのある人の就業の機会の確保のために、障がいのある人への就労支援（職業訓練、就労移行支援、定着支援、工賃向上等など）が十分に行われていると思いますか。

※熊本県では、以下の取組を行っています。

<県の令和7年度の主な取組> 下線は、5年前には行っていなかった取組等

- (1) 「障害者就業・生活支援センター」による就業相談の受付・助言等
- (2) 就労継続支援事業所への経営改善支援
- (3) 就労選択支援の開始
- (4) 工賃向上に向けた研修会、販売会・商談会の開催、「お試し発注サポート事業」の実施
- (5) 農福マルシェの開催、農福連携コーディネーターの配置

① 1～5のいずれか1つに「○」を記入してください。

- () 1. とても行われている
- () 2. ある程度行われている
- () 3. あまり行われていない
- () 4. 全く行われていない
- () 5. 知らない・わからない

② 障がいのある人の雇用・就業、経済的自立の支援のために、良いと感じた取組や今後一層取り組んでほしい内容があれば、理由とともに記入してください。(県の令和7年度の主な取組に該当のものがあれば、(1)～(5)で記載していただいて構いません)

(例) ～の点で助かった、～の点で利用しづらい、～の支援があることをそもそも知らなかった、～の取組があるとよい、～のため困っている 等

良いと感じた取組： 理由：	取り組んで欲しい内容： 理由：
----------------------	------------------------

問10-1 文化芸術活動・スポーツ等の振興

あなたは、障がいのある人が文化芸術・スポーツ活動を通じて自己表現する活動や社会参加の機会（障がい者芸術展、障がい者スポーツ大会、地域のふれあいイベントなど）が行われていると感じますか。

※熊本県では、以下の取組を行っています。

<県の令和7年度の主な取組>下線は、5年前には行っていなかった取組等

- (1) くまもとハートウィークイベントの開催（芸術展、下通イベント、パラアスリート講演会等）
- (2) くまもと障がい者スポーツ大会の開催、全国大会への県選手団の派遣
- (3) デフアスリートイベントの開催
- (4) アール・ブリュット パートナーズ熊本とくまモンの連携開始

① 1～5のいずれか1つに「○」を記入してください。

- () 1. とても行われている
- () 2. ある程度行われている
- () 3. あまり行われていない
- () 4. 全く行われていない
- () 5. 知らない・わからない

② 障がいのある人が文化芸術・スポーツ活動を通じて自己表現する活動や社会参加の機会のために、良いと感じた取組や今後一層取り組んでほしい内容があれば、理由とともに記入してください。（県の令和7年度の主な取組に該当のものがあれば、(1)～(4)で記載していただいて構いません）

(例) ～の点で助かった、～の点で利用しづらい、～の支援があることをそもそも知らなかった、～の取組があるとよい、～のため困っている 等

良いと感じた取組や活動： 理由：	取り組んで欲しい内容や活動： 理由：
-------------------------	---------------------------

問10-2 文化芸術活動・スポーツ等の振興

あなたは、障がいのある人が文化芸術・スポーツ活動を通じて自己表現する活動や社会参加の機会（障がい者芸術展、障がい者スポーツ大会、地域のふれあいイベントなど）に参加・応援・観覧などをしたことがありますか。

① 1～4のいずれか1つに「○」を記入してください。

- () 1. 参加・応援・観覧したことがある
- () 2. 参加・応援・観覧したことはない
- () 3. そのような機会があることを知らない
- () 4. わからない

～あなたのことについて、おたずねします～

問 1 1 この調査票を回答する方について、あてはまるものに○を記入して、必要な部分に記載をしてください。

<個人として回答する場合>

	1. 障がいのある人 (家族等が代理回答する場合もこちらに○を記入してください。)
	2. 障がいのある人の家族
	3. 障害福祉サービス等事業従事者
	4. 障がいのある人を雇用する民間事業者・団体の方
	5. 医療関係者(医師、看護師等)
	6. 教育関係者(教員等)
	7. その他() ※例：民生委員・児童委員など

<法人・団体として回答する場合>

	8. 障がい当事者・家族団体 (名称：)
	9. 障害福祉サービス等事業者 (名称：)
	10. 障がいのある人を雇用する民間事業者・団体 (名称：)
	11. その他 ()

問 1 2 問 1 1 で「個人として回答した方」のみお答えください。

あなたの性別に○を記入してください。

※施策を検討する際の参考とするため、御了解いただける方のみ回答をお願いします。

※家族等が本人の回答を代理回答する場合は、障がいのある人の性別を回答してください。

	1. 男性
	2. 女性
	3. その他

問 1 3 問 1 1 で「個人として回答した方」のみお答えください。

あなたのお住まいの市町村名を記入してください。

※熊本市にお住まいの方は区まで記入をお願いします。

※家族等が代理回答する場合は、障がいのある人のお住まいを回答してください。

() ←記入例：熊本市南区、玉名市 等

問14 問11で「個人として回答した方」のみお答えください。
 あなたの年齢（令和8年（2026年）4月1日時点）を教えてください。
 ※家族等が代理回答する場合は、障がいのある人の年齢を回答してください。

	1. 10歳未満
	2. 10歳代
	3. 20歳代
	4. 30歳代
	5. 40歳代
	6. 50歳代
	7. 60歳代
	8. 70歳代
	9. 80歳代以上

問15 問11で「障がいのある人」に○を記入した方とご家族のみお答えください。
 現在の暮らしの経済状況について、どう感じていますか。あてはまるもの1つ
 に○を記入してください。
 ※ご家族とは、同居か否かに関わらず、グループホームや入所施設等を利用し
 ている方も含みます。

	1. 大変苦しい
	2. やや苦しい
	3. 普通
	4. ややゆとりがある
	5. 大変ゆとりがある
	6. わからない・こたえたくない

問16 問11で「障がいのある人」に○を記入した方のみお答えください。
 あてはまる障がい種別すべてに○を記入してください。

	1. 視覚障がい
	2. 聴覚障がい
	3. 言語等障がい
	4. 肢体不自由
	5. 内部障がい

	6. 知的障がい
	7. 精神障がい
	8. 発達障がい
	9. 難病
	10. その他 ()

問17 問11で「障がいのある人」に○を記入した方のみお答えください。
障がい者手帳を持っている場合は、あてはまる等級（区分）を○で囲ってください。

身体障害者手帳 （ 1級・2級・3級・4級・5級・6級 ）

療育手帳 （ A1 ・ A2 ・ B1 ・ B2 ）

精神障害者保健福祉手帳 （ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ）

御協力ありがとうございました。

別記様式2

問1 -	通し番号	問11		問12	問13	問14	問15	問16			問17		
		記号	自由記載欄 (名称、その他)	記号	市町村名	年齢	記号	記号	記号	自由記載欄 (その他)	身体	療育	精神
											等級	等級	等級
を求める意見													
を求める意見													
を求める意見													
問2 -	通し番号	問11		問12	問13	問14	問15	問16			問17		
		記号	自由記載欄 (名称、その他)	記号	市町村名	年齢	記号	記号	記号	自由記載欄 (その他)	身体	療育	精神
											等級	等級	等級
を求める意見													
を求める意見													
問3 -	通し番号	問11		問12	問13	問14	問15	問16			問17		
		記号	自由記載欄 (名称、その他)	記号	市町村名	年齢	記号	記号	記号	自由記載欄 (その他)	身体	療育	精神
											等級	等級	等級

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者(乙に子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の

保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。